

## 令和6年 第4回登別市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月25日（火）14時00分から14時30分

2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室

3 出席委員（6人）

会長	9番	山下	篤
委員	2番	佐々木	優
	4番	近井	一夫
	5番	古町	綾
	6番	三原	一英
	7番	田中	美智子

4 欠席委員（3人）

委員	1番	井野	嘉久
	3番	大平	幸司
	8番	熊谷	源

5 議事日程

第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名

第2 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
(所有権の移転)

6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部	光夫
総括主幹	西本	利博
主査	松井	隆行
主査	高橋	洸太

## 7 会議の概要

事務局長

それでは、ただいまより、令和6年第4回総会を開会いたします。本日は、1番井野委員、3番大平委員、8番熊谷委員より欠席の通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中6名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は山下会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、議事録署名委員は、4番近井委員、5番古町委員をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松井主査を指名します。以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●●委員は議事に参与することができないため、●●委員には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

(●●委員は退席)

会議を再開します。事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第8号は、農地法第3条第1項の規定による所有権の移転に係る許可について、審議を求めるものであります。議案書の1ページをご覧ください。申請者は、譲渡人が、●● ●● 氏、譲受人が、●● ●● 氏、所有権を移転する土地は1筆で、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートルとなっております。

譲受人の状況についてでありますが、経営地面積は●●平方メートル、労働力は男が●●人、農業従事日数は年間延●●日、確保している農機具はトラクター●●台、モア●●台、レーキ●●台、テッダー●●台、ロールベーラー●●台、マニュアスプレッダー●●台となっております。所有権を移転する土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書2ページから4ペー

ジの資料（1）から（3）に記載のとおりであります。

譲受人から提出された営農計画書につきましては、議案書5ページの資料（4）に記載のとおり、譲受人が所有する競走馬の引退後の牧場として利用する計画や、それまでは現在と同様に牧草採取地として利用する計画などが記載されております。

また、農地法第3条第2項各号の該当有無につきましては、議案書6ページの資料（5）「農地法第3条調査書」に記載のとおり、

確保している農機具の能力や、農作業に従事する者の状況等から見て、耕作の事業に供するべき農地の全てについて効率的に利用されることが見込まれるなど、不許可要件のすべてにおいて該当しないものと判断されます。説明は以上になります。

議長　　ただいま、議案第8号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。なにか、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

よろしいですか。それでは、採決します。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第8号は、そのように決定します。  
ここで暫時休憩します。

（●●委員が着席）

会議を再開します。以上をもちまして、本日の総会に提案された付議案件の審議は、すべて終了となりましたので、令和6年第4回農業委員会総会を閉会いたします。